

■国立競技場特定運営事業等実施方針（素案）への質問に対する回答

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	第1 1 (3)	各種国際大会、日本代表戦や大会決勝戦を開催するとありますが、コンセッション方式での事業となった場合、運営権者が施設の活用方法を決めるべきであると考えます。何か利用条件が含まれる可能性はありますでしょうか。	JSC所有施設であることから、第1.1(3)及び(10)を踏まえた運営をしていただく必要がありますが、それを具体的な日数等の条件としてどのような記載とするかは、現在、検討中です。 「利用条件について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
2	第1 1 (3)	「ナショナルスタジアムとして、サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール等の国際大会、日本代表戦や全国大会の決勝戦会場とする」とありますが、芝生管理の観点から、芝生使用ガイドラインを設けていらっしゃるかと思います。イメージとしては、競技場としての活用は年間90日から100日程度（球技は週2回程度）でしょうか。	旧国立競技場では、球技使用は週2日（1日1試合）で年間50試合程度を目安に運用していました。 本事業においてはSPCが原則として自由に運営できることとしています。
3	第1 1 (3)	施設の利用枠については、運営権者が自由に設定するものとし、他の施設利用上の制約はないとの認識でよいのか。	実施方針（素案）第1.1.(3)に記載のとおり、運営方針に基づき本事業を実施することとしており、現時点で別途の制約は想定していません。
4	第1 1 (3)	一部報道でトラック存続とありましたが、2020大会後にトラックは撤去されるのでしょうか？	現在、「基本的な考え方」において、球技専用の方針が示されており、この方針に基づき、その際の施設の在り方については 検討中です。 「トラックの取扱いについて」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご提案ください。
5	第1 1 (5) ①	設定される事業期間を跨いでの施設利用予約を取ることは可とされますでしょうか。	JSC（あるいは新たな事業者）と相談いただくことを想定しています。
6	第1 1 (5) ①	事業期間は20～30年とありますが、長期40～50年を希望します（事業延長では無く、当初設定時に40～50年と定めたい）。可能でしょうか。	現時点では、事業期間を20～30年と設定していますが、「事業期間について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
7	第1 1 (5) ②	延長オプションが付与された際に、運営権者が希望した場合でも、延長されない可能性はあるという認識でよろしいでしょうか。	延長オプションを付与する場合の条件については、現在検討中です。 「条件について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
8	第1 1 (5) ②	延長オプションは、対価「有り」でしょうか、「無し」でしょうか？	延長オプションを付与する場合の条件については、現在検討中です。 「条件について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
9	第1 1 (5) ②	本事業期間の延長において「実施契約に定める事由」とは、どのような事由を想定されていますか。P.20に記載の不可抗力は、それに該当すると思いますが、それ以外についてご教授をお願い致します。	特定法令等変更等により運営権者に損害が生じた場合の補償等を想定しています。
10	第1 1 (6)、(9) ①⑥	本事業の遂行のみを目的としたSPCを設立すると記載がありますが、一方では本事業用地外で第三者から収入を得る事業活動を行うことができるとあります。具体的にはどういった事業活動でしょうか？	本事業の遂行のみを目的としたSPCであり、事業用地外での事業をSPCが実施することは原則として想定していません。 「本事業用地外」とは、本事業用地として第4.1.(2)に記載の範囲外をいいます。「事業活動」については民間事業者の想定によります。
11	第1 1 (6) ② A)	テナントに転貸する場合、JSCと無償貸付契約を締結することが必須であるということでしょうか？	テナントに転貸する場合に限らず、JSCと運営権者の間の無償貸付契約は必須とします。
12	第1 1 (6) ② A)	JSCと運営権者間では、運営権設定対象施設に係る無償貸付契約を締結予定とありますが、運営権者とテナント等第三者間の転貸（賃貸借or使用許可）は有償も可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	第1 1 (6) ② A)	第1.-1.- (5)-②本事業期間の延長がなされた場合、当初JSCと運営権者間で締結していた運営権設定対象施設に係る無償貸付契約の期間延長の手続きはどのように行う想定でしょうか。	当該期間の分だけ契約延長する想定です。
14	第1 1 (6) ② A)	テナントなど第三者への転貸を行う場合、当該賃貸借の内容・金額水準などについてJSCの事前承認を受ける必要はありますでしょうか？先行事例として、東京都が行ったコンセッション事業である「有明アリーナ特定運営事業」においては、テナントなど第三者への賃貸借（転貸）については東京都の承認が必要な建付けでしたが、本件ではどのようにお考えですか？	第1.1.(9)⑥の任意事業の要件を遵守する必要があります。詳細は募集要項等において開示する予定です。 「第3者への転貸について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
15	第1 1 (6) ② A)	テナント等第三者への転借可能な本競技場の一部とは何処を指すのでしょうか。	テナント等が入居可能と運営権者が考える区画を指します。

No.	該当箇所					質問内容	回答
16	第1	1	(6)	②	A)	テナント等第三者への転借可能と有りますが好ましくないテナント等はございますでしょうか。	第1.1.(9)⑥の任意事業の要件を遵守する必要があります。詳細は募集要項等において開示する予定です。
17	第1	1	(6)	②	B)	運営権者が、JSCの他、東京都・新宿区・渋谷区等と結ぶ契約事項（予定を含む）はございますでしょうか。	現在、検討中です。
18	第1	1	(6)	②	B)	「本事業期間中は運営権者が使用できるように対処」の対処とは、どのような対処方法を想定されていますか。 JSCと運営権者の単一契約となることを希望します。	現在、検討中です。
19	第1	1	(6)	③	B)	「機能維持投資」の定義をご教示ください。とくに、P10の更新投資、維持管理、大規模修繕、等との違いをお知らせください。 また、この「機能維持投資」は運営権者が任意で行うものとの理解でよろしいでしょうか？	機能維持投資とは、運営権設定対象施設について要求水準等で定められた機能を維持するために必要な投資、新たな機能の追加を伴わない補修、修繕のための投資をいいます。機能維持投資は維持管理（更新投資）の範囲内であり、大規模修繕は含みません。 機能維持投資の実施は運営権者の義務となります。
20	第1	1	(6)	③	B)	運営事業終了日から貴法人が指定した第三者への運営権設定対象施設引き渡し日までの間に発生した損害やリスクの負担について、貴法人の考えをお示しいただきたく存じます。	JSC又は次期事業者への引渡し完了している場合には、一義的にはJSCがリスクを負担しますが、引渡しまでに生じた損害やリスクについては原則として運営権者に負担して頂く想定です。
21	第1	1	(6)	③	B)	投資回収が困難である、残存価値総経費用を上回る受益が見込まれる投資であると貴法人が認めた際に、事業者は、事業終了時点で当該投資の結果残存している価値に相当する金額を貴法人が負担することを求められるとありますが、当該投資については、投資検討段階にご判断いただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の方向で検討中です。
22	第1	1	(6)	③	B)	残存価値相当費用の具体的な算出方法は？	具体的な算出方法については、検討中です。
23	第1	1	(6)	③	B)	残存価値相当費用の算定方法についてご教授ください。	具体的な算出方法については、検討中です。
24	第1	1	(6)	③	B)	JSCへの負担請求の要件として、「残存価値相当費用を上回る受益が見込まれる投資」とありますが、収益向上の投資だけでなく、例えば安全性や快適性向上の投資も対象となりますでしょうか。 その場合の受益の算定方法についてご教授ください。	具体的な要件については、現在検討中です。募集要項等公表時に開示予定です。
25	第1	1	(6)	③	B)	「残存価値相当費用」を負担するかしないかを決定するのは、JSC自身であり、運営権者は当該費用の負担を求めることはできても、JSCとの協議・交渉の余地はない、という認識でよろしいでしょうか？	協議・交渉することは考えられますが、負担するかどうかはJSCが決定します。
26	第1	1	(6)	③	B)	「運営権設定対象施設の機能維持投資（新設・拡張した施設の機能維持のための投資を除く。）」とありますが、この「新設・拡張した施設」とは、具体的にどの部分を指すのでしょうか。	機能維持投資は、運営権設定対象施設について要求水準等で定められた機能を維持するために必要な投資、新たな機能の追加を伴わない補修、修繕のための投資をいいます。「新設・拡張した施設」は運営権者が考える事業を行うために、当初の運営権設定対象施設から運営権者が新設・拡張した部分を指します。
27	第1	1	(6)	③	B)	機能維持投資とは、どのような投資を指しているのでしょうか。別紙1の建設（新規投資）及び、改修を除いたものなのでしょうか、具体的にお示し願います。	機能維持投資とは、運営権設定対象施設について要求水準等で定められた機能を維持するために必要な投資、新たな機能の追加を伴わない補修、修繕のための投資をいいます。別紙1の維持管理（更新投資）の範囲内です。
28	第1	1	(6)	③	B)	「残存価値相当費用」とは、法定耐用年数における減価償却の残存価格と同義でしょうか。	具体的な算出方法については、検討中です。
29	第1	1	(6)	③	B)	「JSCが負担することを求めることができる」に代わり「残存価値相当費用をJSCが負担する」にならないのでしょうか。当初の事業計画に盛り込む上で明確にする必要があるのではないのでしょうか。	要件をすべて充足する投資であっても、JSCが残存価値相当費用を負担しないことはあり得ます。 「残存価値相当費用の負担について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
30	第1	1	(6)	③	B)	「事業終了日以降、残存価値相当費用を上回る受益が見込まれる投資」とありますが、受益が見込まれる投資とは何を具体的に指すのでしょうか。	詳細は募集要項等において開示する予定です。
31	第1	1	(6)	③	B)	機能維持投資の残存価値はどのように算定するのか。	具体的な算出方法については、検討中です。

No.	該当箇所					質問内容	回答
32	第1	1	(6)	③	C)	「時価にて買い取ることができる」とありますが、この場合、運営権者は撤去するなどの処分ができず、売却に応じなければならないとの理解でよろしいでしょうか？ この場合に、当該施設に付随する知的財産権が存在する場合はについては、いかがでしょうか？	現在、検討中ですが、安定的な引継ぎを行うため、JSC又はJSCの指定する第三者が必要と認めたものは買い取る想定です。 「買取方針について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディングにおいて理由と共にご回答ください。
33	第1	1	(6)	③	C)	「運営権者の所有する資産」となるものはどのようなものでしょうか。運営権者が投資するもののうち、更新投資（JSCに無償で帰属）以外という理解で宜しいでしょうか。	「運営権者の所有する資産」は運営権設定対象施設以外に、本事業の遂行において運営権者が必要と考え自ら所有する資産です。
34	第1	1	(6)	③	C)	「運営権者の所有する資産を時価にて買い取ることができる」とありますが、運営権者が他施設で利用する等の理由がある場合、売却を断ることはできますか？	現在、検討中ですが、安定的な引継ぎを行うため、JSC又はJSCの指定する第三者が必要と認めたものは買い取る想定です。 「買取方針について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディングにおいて理由と共にご回答ください。
35	第1	1	(6)	③	C)	「時価にて買い取る」とありますが、時価とはどのような意味でしょうか。市場価格は成り立ちにくいため、法定耐用年数における減価償却減損価格等、明確なものとして頂けないでしょうか。	現在、検討中です。 「買取価格の設定について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
36	第1	1	(6)	③	D)	事業期間をまたぐ利用申込についての扱いをご教授ください。	JSC（あるいは新たな事業者）と相談いただくことを想定しています。
37	第1	1	(6)	③	D)	「JSC又は次期事業者に対する業務の引継ぎは、原則として事業期間中に行うこと」とありますが、例外として想定される事象はどのような者でしょうか。また、引継に関する要求水準等は今後開示されますでしょうか（業務ボリュームを想定するため）。	現時点で、想定しているものはありません。要求水準等についても同様です。
38	第1	1	(6)	③	D)	初期運営権者も次期事業者の対象となることは可能でしょうか。	可能とすることを想定しています。
39	第1	1	(6)	③	D)	業務の引継ぎに要した費用を運営権者が負担することとしている意図は何か。	運営権者自らが業務引継ぎに要した費用を負担してもらい趣旨であり、JSC又は新たな事業者における費用はそれぞれが負担する想定です。
40	第1	1	(6)	③	D)	近隣対応業務に関する引継ぎはどのように想定しているのか。	基本協定締結後から事業開始までの期間において、JSCがこれまで実施してきた内容について共有します。
41	第1	1	(6)	③	B)	機能維持投資とはどのようなものでしょうか。また、更新投資との違いをご教示ください。	機能維持投資は、運営権設定対象施設について要求水準等で定められた機能を維持するために必要な投資、新たな機能の追加を伴わない補修、修繕のための投資をいいます。機能維持投資は維持管理（更新投資）の範囲内です。
42	第1	1	(7)			「スポーツによる利用がしやすく・・・利用料金及び料金体系とする」との要請がある一方、「運営権者は、・・・利用料金を自由に設定」できるとの記述があります。JSCが、運営権者が自由に設定した利用料金が望ましいものではないと判断した場合、どのような措置がとられるのでしょうか？	実施方針（素案）に記載の内容をどのような形で実施契約や要求水準等に記載するかは未定ですが、それを満たさない場合には、JSCより是正を要求することがあり得ます。
43	第1	1	(7)			利用料金に関して、JSCが運営権者の設定に対し、公正さ等の観点から修正を指示することは有り得ますでしょうか。修正指示がある場合は、どのようなタイミングで発生するのでしょうか。	実施方針（素案）に記載の内容をどのような形で実施契約や要求水準等に記載するかは未定ですが、それを満たさない場合には、JSCより是正を要求することがあり得ます。
44	第1	1	(7)			「プロ・アマチュアの区分」について、「プロ」・「アマチュア」それぞれの定義および具体例をご教示ください。	旧国立競技場においては、JOC加盟の競技団体による主催大会等については、原則アマチュアとして運用していました。
45	第1	1	(7)			「本事業に係る利用料金を自由に設定」とありますが、条例等による制限は一切ないのでしょうか。	実施方針（素案）に記載している事項のほか、現時点で、条例等による制限はありません。
46	第1	1	(8)			「JSC以外の第三者が所有する部分」とは何を指しますでしょうか。東京都・新宿区・渋谷区の各所有地のことででしょうか。 （その場合、「非運営権施設」ではないのでしょうか。下記、第4-1-(6)③に関する質問とも関連。）	ご理解のとおりです。JSC保有の土地以外は非運営権施設の定義に含まれます。
47	第1	1	(9)	②		保守管理業務には、芝生の管理や張替えは含まれますでしょうか。	芝生の管理や張替えも本事業の範囲内です。 「保守管理業務の範囲について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
48	第1	1	(9)	②		機械設備等は公募の際にメーカーまで開示していただけますでしょうか。	募集要項等公表時に開示することを想定しています。

No.	該当箇所				質問内容	回答
49	第1	1	(9)	④	事業計画を策定する上で、参考資料の「大会後の運営管理に関する基本的な考え方」に記載されているものを含め、国立競技場で実施を義務付けられているイベントの名称や条件についてご教授ください。	第1.1(3)及び(10)を踏まえた運営をしていただく必要がありますが、「基本的な考え方」に具体的に記載されているイベントは、想定であり、義務付けているものではありません。具体的な利用条件については、現在、検討中です。
50	第1	1	(9)	④	収益施設運営業務を直営やテナントで行うことについて、特段の取り決め（可否や制約事項等）があればご教授下さい。	特段の取決めはありません。
51	第1	1	(9)	④	「近隣対応業務」に関して、JSCや行政との役割分担や連携方法については、今後の競争的対話等の中で議論できるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
52	第1	1	(9)	⑤	「ネーミング・ライツ事業」の定義をご教示ください。運営権者が、第三者に対して、ネーミング・ライツを有償にて許諾することを含むとの理解でよろしいでしょうか？この場合、第三者が外国・外国企業・外国人となることも考えられますが、その際の競技場名（ネーミング）が外国名、または、それを想起させるものとなることもありえますが、本施設の「国立競技場」としての性格から、許容できるのでしょうか？	ネーミング・ライツ事業としては、運営権者が、第三者に対してネーミング・ライツを有償（又は無償）にて付与することを中心とする事業を想定しています。現時点での留意事項は、第1. (9) ⑤に記載のとおりですが、ネーミング・ライツ事業の詳細については、募集要項等において開示する予定です。第三者への有償許諾についてはご理解のとおりです。「ネーミング・ライツ事業について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
53	第1	1	(9)	⑤	「ネーミング・ライツ事業」について。これは施設自体へのネーミング・ライツの他にも、座席やラウンジなど場内施設へのネーミング・ライツも含まれるという理解で良いか。	ネーミング・ライツ事業に関する詳細については、募集要項等において開示する予定です。
54	第1	1	(9)	⑤	ナショナルスタジアムとしてふさわしい名称と、ふさわしくない名称の定義をお願いいたします。また応募時にネーミングライツ候補を出した際に、その基準によって減点される可能性はありますでしょうか。	現時点での留意事項は、第1. (9) ⑤に記載のとおりですが、ネーミング・ライツ事業の詳細については、募集要項等において開示する予定です。「ネーミング・ライツ事業について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
55	第1	1	(9)	⑤	ネーミング・ライツについて、「スポーツ振興の中核拠点であるナショナルスタジアムとしてふさわしい名称とすること」とありますが、ふさわしいかどうかの判断はJSC様がされるとの理解で相違ないでしょうか。	ネーミング・ライツ事業に関する詳細については、募集要項等において開示する予定です。「ネーミング・ライツ事業について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
56	第1	1	(9)	⑤	本施設の所有者ではない運営権者がネーミングライツ事業を行うことの「法的根拠」はどのような整理となっていくのでしょうか？また、ネーミングライツの付与・決定について、JSCはどのような関与となりますでしょうか？	JSCがネーミング・ライツの契約主体とならない方向で検討しておりますが、ネーミング・ライツ事業に関する詳細については募集要項等において開示する予定です。「ネーミング・ライツ事業について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
57	第1	1	(9)	⑤	ネーミング・ライツ事業は、運営権者（構成員を含む）以外の第三者に販売することを可能とするのでしょうか。	ネーミング・ライツ保有者が運営権者（構成員を含む）以外の第三者となることは可能です。
58	第1	1	(9)	⑤	ネーミング・ライツについて、募集要項で何をお示しになる予定か。	当事者間の契約に規定すべき事項（ネーミングライツ事業を行う際の留意事項）等をお示しする予定です。
59	第1	1	(9)	⑥	運営権者が任意で行う事業のほか、JSCが競技等のイベントを開催する場合がありますが、この場合のJSCと運営権者との関係をご教示ください。	現時点で、JSCが競技等のイベントを開催することは想定していません。
60	第1	1	(9)	⑥	運営権者の収入項目の一つとして想定される「広告看板収入」については、「運営権者が任意で行う事業」に含まれるという認識で良いのか。広告看板収入の扱いについては、常設（リボンビジョン等含む）及び仮設の両方が想定されるが、それぞれについて何らかの規定は設けられるのか。もしくは全て運営権者にて定めることができるのか。	任意事業に含まれます。任意事業における制限は、現時点で第1.1.(9)⑥に記載のとおりです。
61	第1	1	(9)	⑥	「運営権者が任意で行う事業」について。運営権者の収入増を図るために、運営権者が新国立競技場に関する独自のスポンサーパッケージを設定し、同パッケージの購入企業を募ることは可能か。	スポンサーパッケージがどの範囲を指すのか不明ですが、任意事業における制限は、現時点で第1.1.(9)⑥に記載のとおりです。

No.	該当箇所				質問内容	回答
62	第1	1	(9)	⑥	「運営権者が任意で行う事業」について。「本事業用地外で第三者から収入等を得る事業活動を行うことができる」との記載があるが、「本事業用地外」とは該当する場所はどこなのか。また、「事業活動」としては具体的にどのような内容が想定されるのか。	「本事業用地外」とは、本事業用地として第4.1.(2)に記載の範囲外をいいます。「事業活動」については民間事業者の想定によります。
63	第1	1	(9)	⑥	「本事業用地外で…」とありますが、例えばSPCが宿泊施設を運営するといったことを想定されているのでしょうか？	JSCにおける具体的な想定はありません。「事業活動」については民間事業者の想定によります。
64	第1	1	(9)	⑥	運営権者が任意で行う事業に関して、「事業計画について事前にJSCの承認を得ること」とありますが、JSCの承認判断の基準についてご教授ください。また、承認を得るのは、「事業計画」という側面であって「必要性」に関しては運営権者判断という理解で宜しいでしょうか。	前段については、本事業との関連性の程度を含め、事案に応じて総合的に判断する想定です。後段については、「「事業計画」という側面」の趣旨が定かではありませんが、必要性の検討も一つの判断要素になり得ます。
65	第1	1	(9)	⑥	任意事業の内容に関しては、競争的対話等の中で実施できるか否かを確認することは可能でしょうか。またその際、提案内容に関わるため、他チームに対して内容を非開示として頂くことは可能でしょうか。	可能です。
66	第1	1	(9)	⑥	運営権者が任意で行う事業のうち、本事業用地内で建設可能な（あるいは不可能な）ものを確認するには、神宮外苑地区計画を参考すれば良いのでしょうか。或いは知る方法をご教示願います。	下記の関連の条例・申請等に留意する必要があります。 1. 建築確認申請 変更申請 2. 建築基準法第48条第4但し書の規定による許可申請 3. 避難安全性能評価（防災計画評定） 4. 東京都建築安全条例 5. 大臣認定 ※上記3の評定において交付される避難安全性能評価書の大臣認定を取得 6. 文教地区建築条例3条但し書の規定による許可申請 7. 駐車場条例17条 8. 神宮外苑地区計画における報告書 9. 都計法53条1項許可 10. 都計法58条の2許可 地区計画の区域内における行為の変更届出 11. 景観審議会 12. 景観計画区域内における建築行為の届出 13. 緑化計画書 14. 風致地区条例3条1項許可申請 15. 緑化計画報告書
67	第1	1	(9)	⑥	必要と考える事業ではなく、必要と考える業務と表現している意図は何か。	特段の意図はありません。
68	第1	1	(9)	⑥	本事業用地外で第三者から収入等を得る事業活動を行うこととは具体的に何を意図しているのか。	JSCにおける具体的な想定はありません。「事業活動」については民間事業者の想定によります。
69	第1	1	(9)		実施契約に定められる委託禁止業務が現時点で決まっているようでしたらご教授ください。	現在、検討中です。 「委託禁止業務について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
70	第1	1	(9)		業務の第三者への委託や請負については、JSCに事前に「通知」とありますが、あくまで通知であり、「承認を得る」ということではないという理解でよろしいでしょうか。つまり、「委託禁止業務以外」かつ「要求水準等の実施条件を充足」した上で、委託会社や金額、他契約の内容等によって、JSCから認められない事態は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	第1	1	(9)		「本事業に係る業務（中略）については、（中略）、第三者に委託し又は請け負わせることができる」とありますが、この第三者にSPCの株主は含まれるという理解でよろしいでしょうか。SPC株主が委託会社や請負会社になる際に、特段の条件等あればご教授ください。なお柔軟な業務の実施上、特段の条件が付かないことを希望致します。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、現時点で想定しているものではありません。
72	第1	1	(9)		本事業の範囲で「委託禁止業務」とは何を想定しているのでしょうか。SPCの経営の効率化を踏まえて、業務の外注・委託が広範囲において可能となることを期待します。	現在、検討中です。 「委託禁止業務について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
73	第1	1	(10)		「行うものとする」は、任意ではなく、義務的なもの、と理解されますが、業務の具体的な内容をご教示ください。	本事業の業務全体を指します。

No.	該当箇所			質問内容	回答
74	第1	1	(10)	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第1号に記載の附属施設は、本件では何が該当するのでしょうか。また、運営権設定対象施設の一部となるのでしょうか。	諸室や会議室等を指します。運営権設定対象施設の一部です。
75	第1	1	(12) ① A)	「維持管理（更新投資）を行うことができる」とありますが、維持管理はすべて運営権者が任意で実施する、との理解でよろしいのでしょうか？	要求水準を充足するため維持管理（更新投資）は、運営権者が実施義務を負います。要求水準を上回る維持管理（更新投資）は、運営権者が任意で実施できます。
76	第1	1	(12) ① A)	図面上、各所にホスピタリティ機能という場所が設けられていますが、この場所を運営権設定後、レストラン・カフェや運営権者の提案による便利施設等へ改修することは可能でしょうか。	関連の条例・申請等に留意した上で、ご検討いただくことは可能です。
77	第1	1	(12) ① A)	建設及び改修については、当初国が行うもののみ認められているとの認識でよいのか。	ご認識のとおりです。
78	第1	1	(12) ① A)	別紙1の定義から、改修は全面除却と再整備を意味し、それとは異なる観客席の一部増設等は改修に該当しないとの認識でよいのか。	ご認識のとおりです。
79	第1	1	(12) ① B)	『維持管理（更新投資）』と、実施方針（素案）P5 ③ B)の『機能維持投資（新設・拡張した施設の機能維持のための投資を除く）』の違いについて貴法人の考えをお示しいただきたく存じます。	維持管理（更新投資）は別紙1にて示したとおりです。機能維持投資は、運営権設定対象施設について要求水準等で定められた機能を維持するために必要な投資、新たな機能の追加を伴わない補修、修繕のための投資をいいます。
80	第1	1	(12) ① B)	「任意事業に伴い必要となる施設」との記載があるが、施設の定義や具体的なイメージをご教示願います。	JSCとして提示できる施設の具体的なイメージはありません。民間事業者が考える任意事業において必要な施設です。
81	第1	1	(12) ① B)	任意事業の実施に伴い必要となる施設（所有権は運営権者又は運営権者子会社等）の事業期間終了時点での取り扱いについては、原則運営権者の責任において処分するという理解で宜しいのでしょうか。例外として、次の運営権者等が必要と認めた場合、有償譲渡を可能とする等の取扱いはいかがでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、JSC及びJSCの指定する第三者は、運営権者の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができるとしています。
82	第1	1	(12) ②	長期期修繕計画案で示される大規模修繕（計画）は、どの程度、強制力があるのでしょうか？運営権者は大規模修繕を、長期修繕計画案で示された通りに実施する義務を負う、との理解でよろしいのでしょうか？ 協議、および、内容の修正の余地は、あるのでしょうか？また、P 6 D) に事業期間終了時における引継ぎ等の記述がありますが、終了時における長期修繕計画の実施（または未実施）については、どのような条件・制約があると理解したらよいのでしょうか？	大規模修繕の実施については、現在検討中です。事業期間終了時における条件については、競争的対話等でご質問ください。「大規模修繕について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
83	第1	1	(13) ①	提出した計画に拘束されるのでしょうか、もしくは民間事業者のように柔軟に軌道修正は可能でしょうか。	運営権者は、提出された計画に従って本事業を実施します。計画を変更しようとするときはJSCに変更計画を提出し、承認を得る必要があります。
84	第1	1	(13) ①	事業計画・中期計画及び単年度計画のマスタープランを構成する要素としては、現段階で必須項目等はございますでしょうか。また、事業計画・中期計画及び単年度計画それぞれについて、「JSCの承認」とありますが、JSCの判断基準について御教授下さい。	現在、検討中です。「計画の必須項目及びJSCの判断基準について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
85	第1	1	(13) ①	事業計画・中期計画及び単年度計画それぞれの提出時期については、現段階の想定ではどのようになっていますでしょうか。	現在、検討中です。「計画の提出時期について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
86	第1	1	(13) ①	事業計画についてはJSCが承認することのだが、提案したものについては実施できるとの認識でよいのか。	要求水準等に違反のない限りにおいて、ご認識のとおりです。
87	第1	1	(13) ①	計画の承認を必要とする意図は何か。	運営権者の実施業務についてJSCの確認を経る趣旨であり、不合理に承認を拒否する想定はありません。
88	第1	1	(14)	「本事業の運営権等の対価」について。具体的な金額はいつ頃告知されるのか。	運営権対価の最低提案価格は、実施方針において示すことを想定しています。
89	第1	1	(14)	「本事業の運営権等の対価」について。「対価を一括で支払うものとする」との記載があるが、分割払いの選択肢はないのか。また、「最低提案価格」とはどのような考え方なのか。	現在、検討中です。「運営権対価の支払方法について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。

No.	該当箇所			質問内容	回答
90	第1	1	(14)	本案件のような大型の屋外施設において、運営権対価を一括で支払うというのは、運営権者にとって相当リスクが高つくように感じますが、今後分割支払いに変更される可能性はありますでしょうか。	現在、検討中です。 「運営権対価の支払方法について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
91	第1	1	(14)	運営権対価の最低提案価格の算定方法についてご教授ください。	現在、検討中です。
92	第1	1	(14)	要望になってしまいますが、「運営権の設定に対する対価を一括で支払う」との記載がありますが、引き続き一括払いを条件として頂くことを強く希望します。	現在、検討中です。 「運営権対価の支払方法について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
93	第1	1	(14)	運営権対価の支払いは、一括で支払うこととなっていますが、分割払いの考え方は無いのでしょうか。	現在、検討中です。 「運営権対価の支払方法について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
94	第2	2	(4), (7), (10)	競争的対話において、基本協定書(案)、実施契約書(案)に係る協議が行われると思われませんが、応募者側は弁護士を登用する必要が生じ、応募費用の負担が大きくなります。競争的対話では内閣府ガイドラインにあるように、要求水準書(案)の協議・確認の場としていただき、契約書等については、従来のPFI事業の応募工程と同様に、質疑の機会が出された意見等にご回答いただき、優先交渉権者決定後にご回答内容の確認を含め再度質問が出来るようにして頂けないでしょうか。	入札の公正性を確保する観点から、優先交渉権者選定後の実施契約書(案)の修正は原則として行わない想定です。内容にかかるご質問を受けることは考えられますが、原則として優先交渉権者選定後の協議は行いません。
95	第2	2	(3), (5)	募集要項の他、各種資料が今後開示されるかと思いますが、募集要項公表のタイミングで、第一次審査時点および第二次審査時点それぞれのタイミングで開示される予定の資料について、明示して頂けますでしょうか。	現在、検討中です。 「資料開示について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
96	第2	2	(3) ①	「複数の第一次審査参加者から第一次審査書類の提出がなかった場合、JSCは特定事業の選定を取り消すことがある」との記載がある。これは第一次審査の応募が1社(あるいは1グループ)のみの場合、本コンセッション自体を取り止めるという意味か。	公募を中止する可能性があるという意味です。
97	第2	2	(3) ①	第一次審査書類には、参加表明書のほか求められる提案項目はどのような項目・内容を想定されているでしょうか。	現在、検討中です。 「第一次審査の方法について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
98	第2	2	(3) ②	「第一次審査の方法」は書類選考のみとなるのか。第一次審査ではプレゼンテーションや面談は一切行われないのか。	具体的な選定方法は募集要項等において開示する予定です。
99	第2	2	(3) ③	より良い二次提案とするために、審査の公平性に影響がない範囲で、一次審査の審査概要を開示(又は応募者にフィードバック)して頂けますでしょうか。	現時点で、審査に関する事項は未定です。
100	第2	2	(4)	競争的対話等はJSC以外に、国・都・区とも実施する予定でしょうか。それぞれ想定している実施回数についてご教授ください。	現時点で、JSC以外との競争的対話は想定しておりません。 「競争的対話等の実施事項について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
101	第2	2	(4)	競争的対話等の際に、追加の資料開示を要求することは可能でしょうか。	可能です。
102	第2	2	(4)	競争的対話等において、応募者が事前に内容について書面で提出する場合は、回答についてもまずは事前に書面で回答して頂けますでしょうか。(メモの作成ではなく、議論に注力するため)	検討します。 「競争的対話等の実施事項について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
103	第2	2	(4)	競争的対話等において、応募者が事前に内容について書面で提出する場合、その提出期日について現段階は〆切日は何営業日前をお考えでしょうか。未定であれば、(ある場合)追加開示資料等のタイミング、各協議との間隔を考慮の上、余裕を持った期日設定として頂けますでしょうか。	競争的対話等のスケジュールについては未定です。 「競争的対話等のスケジュールについて」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
104	第2	2	(5) ②	プレゼンテーション等に関するプロセスレターについては、第二次審査書類提出〆切日より前に開示いただくと共に、締切日に近接しないように(できれば提出〆切日の1ヶ月前まで)して頂けると幸いです。	現在、検討中です。 「スケジュールについて」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。

No.	該当箇所		質問内容	回答
105	第2	2 (7)	優先交渉権者決定後に基本協定書（案）、実施契約書（案）等の協議の場は一切設けられないのでしょうか。	基本協定書（案）、実施契約書（案）等の協議は競争的対話にて実施します。優先交渉権者決定後は、原則として協議を行いません。
106	第2	2 (8)	間接的なSPC株式の保有等を希望する場合とはどのようなケースでしょうか？	中間持株会社等を利用した保有形態を想定しています。
107	第2	2 (8)	「優先交渉権者が間接的なSPC株式の保有」とは、優先交渉権者の構成員が株式を保有すること、という理解でよろしいでしょうか。	優先交渉権者が中間持株会社等を設立したうえで、当該会社経由で運営権者株式を保有すること等を想定しています。
108	第2	2 (8)	第一次審査以降、競争的対話や提案検討を踏まえて、株式の保有割合の比率を変更して、第二次審査で提案することは可能でしょうか。代表企業の出資比率について募集要項等で示されるようですが、代表企業以外の構成員について、比率変更の際の条件等ございましたらご教授ください。	現時点で、審査に関する事項は未定です。
109	第2	2 (8)	「優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPCとして、会社法に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない」とありますが、民間の創意工夫を引き出すため、他のスキームを許容頂ける可能性もありますでしょうか（合同会社、信託等）。	株式会社以外のスキームを許容することは、想定していません。競争的対話等にて具体的な質問にてご確認ください。
110	第2	2 (9)	現地調査について、提案書提出前の見学会等をさせていただくことは可能でしょうか。貴法人のお考えをお聞かせいただきたく存じます。	見学会は実施する予定です。
111	第2	2 (9)	現地調査において、「JSCが協力する範囲」とはどのような内容でしょうか。	JSCにおける営業に支障のない範囲で行うことを想定しています。
112	第2	2 (9)	現地調査において、瑕疵の可能性があります、追加調査が発生し、結果瑕疵が認められた場合は、その調査費用については、JSCにて負担して頂けますでしょうか。	現地調査において発覚した瑕疵の修繕については、JSCにおいて実施する想定です。但し、瑕疵に該当するかは、当該時点における個別事情を総合的に考慮して判断することになります。
113	第2	2 (9)	「優先交渉権者は現地調査を実施することができる」とありますが、1次審査前に現地調査・確認の機会は設けられないのでしょうか。	現時点では、想定していません。「現地調査の実施について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
114	第2	2 (10)	実施方針（素案）P18 ⑨ (3)には欠格期間は、参加資格確認基準日の翌日～貴法人による優先交渉権者の決定日までとあるため、当該項目は事業者のリスクが大きすぎるかと考えます。欠格期間はあくまで上記の通りとしていただきたく存じます。	優先交渉権者の決定日の翌日から実施契約の締結日までの間は、第2.3.(3)と比しても長期ではなく、またあくまでも可能性を示したものであるため、民間事業者のリスクが大きいとは考えておりません。「参加資格要件について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
115	第2	2 (10)	「JSCは、実施契約の締結後、本事業開始日までに実施契約に定める条件を充足する」とありますが、充足されなかった場合の規定についてご教授お願い致します。	募集要項等において開示する予定です。
116	第2	2 (11)	貴法人の契約事務取扱規定第5条の規定に基づいて作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出し、有効なものであれば契約を締結する旨記載されておりますが、万が一金額面で合意に至らなかった場合は、どのようなのでしょうか。	競争的対話等でご確認ください。
117	第2	2 (11)	運営権者譲渡対象資産はどのようなものを想定していますか。また、総額はどれくらいをイメージしていますか？	募集要項等において開示する予定です。
118	第2	2 (11)	運営権者が有効な見積書を提出できなかった場合はどうなるのでしょうか。	競争的対話等においてご質問ください。
119	第2	2 (11)	物品譲渡契約締結までの詳細なスケジュールは公募スケジュール上、いつ公表予定でしょうか。	募集要項等において開示する予定です。
120	第2	2 (11)	運営権者譲渡対象資産には、どの様なものが有るのでしょうか。現在想定しているものをご教授願います。	募集要項等において開示する予定です。
121	第2	2 (12)	本事業の開始の際に、運営権者が受ける業務の引継ぎの内容・期間（時期）・費用負担の考え方についてご教授ください。	本事業の実施にあたって必要な業務の引継ぎ（「新国立競技場管理・運営業務委託」の受託者の協力を得て、運営業務、設備運転・監視及び点検・保守業務、警備業務、清掃業務などの引継ぎ）を行います。期間は未定です。運営権者において必要になった費用は運営権者の負担とします。

No.	該当箇所				質問内容	回答
122	第2	3	(1)	②	「代表企業は、SPCの経営を主導できる出資比率」とありますが、過半数又は筆頭株主を指すか、具体的な出資比率に関する疑義のない考え方が募集要項等に表示されるという理解で宜しいでしょうか。	現在、検討中です。 「代表企業要件について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
123	第2	3	(1)	②	代表企業の主導できる出資比率は、過半の出資とせず、最大出資者としていただけないでしょうか。	現在、検討中です。 「代表企業要件について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
124	第2	3	(1)	③	応募企業及びコンソーシアム構成員は、第一次審査通過後にコンソーシアム同士の合併又は構成員のコンソーシアム間での移動（重複参加でなく）等も禁止という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	第2	3	(1)	③	重複参加の禁止に協力会社は含まれないのでしょうか。	協力会社は含まれません。
126	第2	3	(2)	②	参加企業の機会拡大を鑑み、当該参加資格要件を見直して頂けないでしょうか。当該資格要件を構成員全てに求めるのではなく、代表企業、若しくは維持管理・運営業務を担う構成員の資格要件として頂けないでしょうか。	現在、検討中です。 「参加資格要件について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
127	第2	3	(2)	⑥⑦	⑥「公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」、⑦「審査委員会の委員が属する企業又は当該企業を資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者」とそれぞれあります。これらは会社法に定める親会社・子会社の関係があるものを指すと考えますが、その理解で宜しいでしょうか。	現在、検討中です。 「参加資格要件について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
128	第2	3	(2)	⑨	審査委員会の委員をご教授ください。	未定です。
129	第2	3	(2)	⑨	各種アドバイザー等との接触禁止期間についての考え方について御教授下さい。	募集要項等公表後からとする想定です。
130	第2	3	(2)		協力会社の参加資格要件は無いのでしょうか。	ありません。
131	第2	4	(1)		提出書類をJSCが使用する際に、応募者に事前相談なく、使用または加工することは無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	第2	4	(4)		本公募時に示された図面等に沿って行った提案に関して、竣工後明らかに公募時から変更されている部分があった場合は、本項目に該当しないという認識でよろしいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。
133	第2	4	(5)		提案内容の履行に関して、事業期間が長期にわたるため、当初提案時点から技術革新が進むことが考えられます。 実施目的が同様であれば手段（導入機器やサービスの数や仕様等）に変更が生じることは問題無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	第3	1	(1)		「スタジアム機能の向上を目的とした工事は国又はJSCの費用負担」「収益性の向上を目的とした工事等の運営権者が必要とする工事は運営権者の負担」との検討状況が記載されている。これについて、「スタジアム機能の向上」と「収益性の向上」の境を定める具体的な方針は示されるのか。	現在、多様な民間事業者の提案や知見を踏まえつつ検討中です。詳細は募集要項等公表までに開示する予定です。 「東京2020大会後に実施予定の更新工事について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
135	第3	1	(1)		改修工事の想定時期をお示しいただきたく存じます。	現在、多様な民間事業者の提案や知見を踏まえつつ検討中です。詳細は募集要項等公表までに開示する予定です。 「東京2020大会後に実施予定の更新工事について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
136	第3	1	(1)		収益性の向上を目的とした工事等の運営権者が必要とする工事は、スタジアムの機能向上を目的とした工事の工事期間中に並行して実施するようなお考えでしょうか。	両者の工事内容等によると考えています。詳細は募集要項等公表までに開示する予定です。 「東京2020大会後に実施予定の更新工事について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
137	第3	1	(1)		スタジアム機能の向上を目的とした工事の設計者、施工者の選定方法についてはどのような方法をお考えでしょうか。	JSCで工事を実施する場合には公募によります。 「東京2020大会後に実施予定の更新工事について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。

No.	該当箇所		質問内容	回答
138	第3	1 (1)	スタジアム機能向上のための工事について、費用負担は国又はJSCとなっておりますが、工事内容について運営権者の意見は取り入れられるのでしょうか？運営権者が工事をする場合、どの程度自由度があるのでしょうか？	スタジアム機能向上のための工事であっても、国又はJSCにおける費用負担の適否を判断するためにご提案の内容を精査することとなります。 運営権者が工事をする場合、実際に適用のある建築に関する法規制を遵守するとともに、関連の条例・申請等や要求水準書等に反しないように留意していただく必要があります。 「東京2020大会後に実施予定の更新工事について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
139	第3	1 (1)	スタジアムの収益性の向上を目的とした工事は運営権者負担を検討中とのことですが、ホスピタリティ機能の向上も含まれますか。その場合はどのような工事を想定していますか。	ホスピタリティ機能向上については、スタジアム機能向上を目的とした工事及び収益性向上を目的とした工事の双方に含まれます。 スタジアム機能向上を目的とした工事の具体的な内容については、JSCにおいて現在検討中であり、実施方針等において開示する予定です。 収益性向上を目的とした工事については、民間事業者の想定によります。 「東京2020大会後に実施予定の更新工事について」ご意見があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
140	第3	1 (1)	SPCによる運営期間中に、JSC等による工事が発生し、運営上の制限が発生した場合は、JSC等による収入補填はございますでしょうか。	現在検討中ですが、現時点で、収入補填の想定はありません。ただし、工事内容等によると考えています。
141	第3	1 (1)	更新工事費用の負担について、「スタジアム機能の向上を目的とした工事は、国又はJSCの費用負担とし、収益性の向上を目的とした工事等の運営権者が必要とする工事は、運営権者の費用負担とする」とありますが、具体例をお示し頂けませんでしょうか。例えば、エグゼクティブルームの整備等による収益性が向上した場合には、いずれの負担になりますでしょうか。	現在、多様な民間事業者の提案や知見を踏まえつつ検討中です。詳細は募集要項等公表までに開示する予定です。 「負担関係について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
142	第3	1 (1)	国又はJSCの費用負担で行う工事と運営権者の費用負担で行う工事で其々想定される具体的な工事内容を示して頂きたい。	現在、多様な民間事業者の提案や知見を踏まえつつ検討中です。詳細は募集要項等公表までに開示する予定です。 「更新工事の内容や費用負担について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
143	第3	1 (1)	国又はJSCの費用負担で行う工事のスケジュールをお示しください。	現在、多様な民間事業者の提案や知見を踏まえつつ検討中です。詳細は募集要項等公表までに開示する予定です。 「スケジュールについて」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
144	第3	1 (1)	トラック跡の施設整備については、民間提案として頂けないでしょうか。	現在、「基本的な考え方」において、球技専用の方針が示されており、この方針に基づき、その際の施設の在り方については検討中です。 「トラックの取扱いについて」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご提案ください。
145	第3	1 (1)	運営権者選定後に更新工事を行うのか。更新工事について、運営権者の意見は反映されるのか。また、運営権者負担となった場合は運営権設定対象施設となるとの認識でよいのか。	更新工事のスケジュールは現在検討中です。更新工事の内容は現在検討中ですが、基本的には運営権設定対象施設となります。 「東京2020大会後に実施予定の更新工事について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
146	第3	1 (1)	当該改修はオリパラ仕様の設備の全面除却を意味しているとの認識でよいのか。	更新工事の内容については現在検討中です。
147	第3	1 (1)	スタジアム機能の向上と収益性の向上の線引きはどのように認識しているのか。(例：ハイブリッド芝)	現在、多様な民間事業者の提案や知見を踏まえつつ検討中です。詳細は募集要項等公表までに開示する予定です。 「東京2020大会後に実施予定の更新工事について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
148	第3	1 (1)	改修後の図面、改修予定箇所等がわかる検討中の資料を提出してほしい。	募集要項等において開示する予定です。
149	第3	2 (1)	不可抗力に関する保険付保については運営権者ではなく、JSCが直接行うなどの措置は取れないのでしょうか？	不可抗力発生時の一義的な責任主体を運営権者としていることから、保険付保主体もそれと整合させています。

No.	該当箇所			質問内容	回答
150	第3	2	(1)	「運営権に係る損害」とありますが、ここでの損害は施設（動産・不動産とも）損害に限っていないという意味でしょうか。また、JSCがとる事業継続措置とは、施設損傷以外にも適用されるのでしょうか。	「運営権に係る損害」の趣旨は定かではありませんが、JSCがとる事業継続措置は運営権設定対象施設に限られます。
151	第3	2	(2)	公募・選定過程の開示情報に関する瑕疵担保責任はどのような方針でしょうか。	開示情報について瑕疵担保責任を負う想定はありません。
152	第3	2	(2)	瑕疵担保責任において重大な瑕疵の場合について記載がございませんが、どの様になるのでしょうか。	瑕疵の軽重を問わず、実施契約に定める「瑕疵」に該当する場合には、JSCが瑕疵担保責任を負います。
153	第3	2	(5)	「固定資産税等」について。「固定資産税等が課される恐れのある運営方法」とはどのようなものなのか。また、JSCと運営権者のリスク分担は、いつ頃までに方針が決まるのか。	関係者と協議中です。
154	第3	2	(5)	想定されている運営権のみの付与であるのであれば、所有権は貴法人にあるため、固定資産税は貴法人負担としていただきたく存じます。	関係者と協議中です。
155	第3	2	(5)	運営方法によっては固定資産税が課税されるとの記載があるが、具体的にどういった手法か。	関係者と協議中です。
156	第3	2	(5)	事業所税は、実際の使用面積ではなく、建物全体の延床面積を基準としSPCが負担するのでしょうか？	競争的対話等でご質問ください。
157	第3	2	(5)	施設を保有しない運営権者が固定資産税を負担することも有り得るということでしょうか。	関係者と協議中です。
158	第3	2		「JSCと運営権者において適切な役割分担及びリスク分担」は、競争的対話の中において、実施契約書(案)の調整の上定められるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	第3	3		JSCによるモニタリング要領は、どの公募スケジュール上、どの段階で開示される予定でしょうか。実施契約に定められる事項（別紙含む）が全てで細則の開示はないという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等において開示する予定です。なお、細則については応募者の提案したセルフモニタリングの方法も踏まえて策定する想定です。
160	第3	5	(2) ①	「第三者に対して処分を行おうとするときはJSCも事前の承認を受ける必要がある」とありますが、SPCは非公開会社としての位置づけということでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	第3	5	(2) ②	通常の議決権株式に、匿名組合出資などを組み合わせることが可能ということでしょうか。その場合、匿名組合出資者はP.17、(2)の①～⑨に示された「コンソーシアム構成員に共通の参加資格要件」には当てはまらないのでしょうか。	「無議決権株式」とは、あくまで会社法の規定に従って発行される株式を想定しており、匿名組合出資は含みません。株式による出資に加えて、匿名組合出資などを禁止するものではありませんが、具体的なスキームについては競争的対話でご確認ください。
162	第6	1	(1) ①	例えば、人件費・工事物価の上昇等の経済動向の激変により、運営権者が3期連続で赤字（定義による）等の場合は、運営権者側から解約を申し出ることは可能でしょうか。その際の手続きにつき、御教授下さい。	競争的対話等でご確認ください。
163	第6	1	(2) ①	実施契約を継続する必要がなくなったときとはどのような場合ですか？	現時点で、具体的な想定はありません。
164	第6	1	(2) ①	「実施契約を継続する必要がなくなったとき」とは、どの様な場合を想定しているのでしょうか。	現時点で、具体的な想定はありません。
165	第6	1	(2) ①、②	JSCが所有権を有しなくなる原因として、どの様な場合を想定しているのでしょうか。新たな所有者が引き継ぐことはないのでしょうか。	現時点で、具体的な想定はありません。
166	第6	1	(2) ②	「運営権者に生じた損害が前号の金額を超えるときは、その超過額を補償する」とありますが、JSCの事由による場合の規定であり、また、運営権対価は運営権者が支払った分の清算であり、当然の規定であることから、損害の補償を超過額に限定する理由が分かりません。ご教示ください。	損害全体額のうち、運営権対価の残余期間対応分を超過する部分を補償する趣旨であり、損害全体額には運営権対価の残余期間対応分を含みます。
167	第6	1	(2) ②	「運営権者に生じた損害が前号の金額を超えるときは、その超過額を補償する」とありますが、逸失利益についても補償して頂けるのでしょうか。	競争的対話等においてご質問ください。

No.	該当箇所	質問内容	回答
168	第6 1 (3) ②	不可抗力が発生し、本施設に重大な損害が発生した場合、P 20「不可抗力」で規定される「事業継続措置」がとられ、事業の継続が志向されることが原則であり、事業継続が困難と認められた場合に限り、本規定が適用されるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。但し、事業継続措置の必要性はJSCが判断します。
169	第6 1 (3) ②	不可抗力を原因として実施契約を解除する場合、運営権者の選択権は担保されないのでしょうか。JSCによる一方的なものではなく、協議によるものではないのでしょうか。	競争的対話等においてご質問ください。
170	第6 1 (3) ②	「不可抗力によりJSC及び運営権者に生じた損害は各自が負担し」とありますが、P. 20の「JSCが取られる事業継続措置」との関連を明確にして頂けないでしょうか。	事業継続措置をとる場合は、第3. 42. (1)に記載のとおりです。復旧スケジュールを決定することができない等の場合には、第6. 1. (3)に記載のとおりです。
171	第6 3	「金融機関又は融資団とJSCが協議を行い、直接協定を締結することがある」との記載について、具体的にはどのような事例・事態を想定しているのでしょうか？文面だけでは読み取りづらいため、お聞きする次第です。	運営権者が金融機関又は融資団からプロジェクトファイナンス等で資金調達を行う場合には、当該金融機関又は融資団と協議を行い、運営権者とJSCの間で直接協定を締結することを想定しています。直接協定の内容は金融機関との協議によって決定します。
172	第7 2	「財政上及び金融上の支援」とは具体的に何を想定しているのでしょうか。	現時点で、具体的な想定はありません。
173	第7 3	PFI法第78条に準じ、JSCからSPCに職員派遣することは想定していないのでしょうか。	現在、検討中です。 「職員派遣について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
174	第7 3	従業員の取扱いについてどのようなことを想定しているか。	現在、検討中です。 「職員派遣について」ご意見・ご提案があれば、マーケットサウンディング質問回答書において理由と共にご回答ください。
175	別紙1	維持管理（更新投資）における細かな区分と定義をお示しください。	建設（新規投資）と改修以外の全てです。
176	別紙1	資本的支出と修繕の堺の青ラインは「いわゆる増築や大規模修繕」のうちJSCが自らの費用で行う事を前提とした場合のラインなのでしょうか。	維持管理（更新投資）には、資本的支出と修繕が含まれるという趣旨です。JSCとの費用負担関係を示すものではありません。
177	その他	システム等導入済設備面での保守管理のメーカー指定業者はありますか。	現時点で、メーカー指定業者は特にありません。
178	その他	実施契約締結後から供用開始までの期間に於ける官民双方の業務は何を想定されているのでしょうか。	業務引継ぎ等を想定しています。
179	大会後の運営管理に関する基本的な考え方	フィールドの芝生は、芝生の張り替え方式等により良好なコンディションを確保する必要がありますが、張り替え用の芝生育成のための用地は民間で用意するのでしょうか。	ご理解のとおりです。